

令和6年度和歌山県 DX チャレンジサポートプログラム実施業務 に係る公募型プロポーザル公募要領

1 概要

(1) 委託業務名

和歌山県 DX チャレンジサポートプログラム実施業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 見積もり上限額

21,054,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,914,000 円）

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 委託契約書

選定した委託事業者に対して別途委託契約書を作成する。

2 委託事業者選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式による審査を実施し、提案内容及び業務執行能力等について審査を行う。なお、審査項目は以下のとおりとする。

採点項目	評価内容
企画内容	プログラム参加企業の募集・審査方法は効果的か 【提案】広くプログラム参加企業を募集するための、県内企業へのアプローチ方法を具体的に記入すること。
	プログラム参加企業に対する支援内容は DX のロールモデル創出を期待できるか 【提案】支援内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。
	情報発信・広報の手法は県内の DX に対する機運醸成につながることを期待できるか 【提案】情報発信・広報の手法（作成物、活用する広告媒体等）を具体的に記載すること。特に成果発表会について、効果的な DX ロールモデルの創出事例の発表となるよう、具体的な方法を記載すること。
実施体制	提案の業務内容を確実に実施するための適切な実施体制が取られているか （人員配置、責任体制、情報管理体制、各担当者の経験・知識、和歌山県内の機関との連携等） 【提案】事務処理を効率的かつ的確に遂行される体制やスキームが構築されていることが分かるように記載すること。
見積額の妥当性	提案に係る積算金額は妥当か
過去の実績	本事業に類する事業を実施した実績があり、その経験等を十分に活用することが期待できるか

【提案】同様の事業を実施した実績について、どのような成果をあげたかを具体的に記載すること。

(2) 審査の後、プロポーザル審査会参加事業者（以下、「提案者」という。）ごとに集計を行い、合計点が高い提案を行った提案者から順に順位を付する。なお、同点の提案者が複数ある場合は、見積金額が低い提案者を上位とし、見積金額が同額の場合は委員の合議により決定する。

(3) (2)の結果、最高順位の案を提出した提案者を契約候補者に決定する。ただし、契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の提案者と協議を行うこととする。なお、契約候補者の選定はプロポーザル審査会終了後速やかに行うこととする。

3 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

(6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

4 参加資格に係る提出書類

(1) 提案者は次に掲げる書類を提出すること。ただし、⑥⑦⑧については契約候補者として選定された提案者のみ、選定後に速やかに提出すること。

①提案者の概要書（様式 1）

②誓約書（様式 2）

③役員等に関する調書（様式 3）

④法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）

⑤法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票

⑥印鑑登録証明書

⑦法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後 3 か月以内のもの）

⑧都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(2) 提出書類の留意事項

①正本1部を郵送により提出すること。

②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

④和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)の③～⑧の提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限

令和6年5月9日（木）17:00まで

5 プロポーザル審査提案書等の提出

(1) 提案者は次に掲げる書類を提出すること。

①企画提案書（様式任意）

②見積書（様式任意 ※少なくとも次のア～ウを明記すること）

ア仕様書で定められた業務の遂行に係る経費の内訳を記載

イあて先「和歌山県知事 岸本 周平」

ウ消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載

※見積額が上記1(3)の見積もり上限額を超えないこと。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(2) 提出期限

令和6年5月9日（木）17:00まで

(3) 提出先

和歌山県商工労働部 企業政策局 企業振興課 経営支援班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2760

E-mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

電子媒体により上記期限内に提出すること。

ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書は一切受け付けない。

6 質問票の提出

企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式4）を電子メールにより提出すること。提出期限は**令和6年4月15日（月）17:00まで**とする。回答については、質問者に対し電子メールで**令和6年4月22日（月）17:00まで**に回答するとともに、必要に応じ、和歌山県企業振興課ホームページにおいて公開する。なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けしない。

7 プロポーザル審査会

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション（15分のプレゼンテーション及び15分の質疑応答）により審査を行う。プレゼンテーションは和歌山県民文化会館において対面により行い、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

(2) 審査会

開催日 令和6年5月17日（金）

開催場所 和歌山県民文化会館 4階 403号室

注意事項

- ① プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。
- ③ 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションは対面で行い、指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

※時間等は、別途通知します。

(3) 審査結果についての通知

採用・不採用にかかわらず、書面等により通知します。

(4) 注意事項

企画提案書等の書類の受付期間内に提出した資料のみを用いてプレゼンテーションを実施すること。

8 その他特記事項

- (1) プロポーザル審査会の参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出物に虚偽があった場合、審査対象から外れるものとする。

9 各関係書類提出場所

和歌山県商工労働部 企業政策局 企業振興課 経営支援班（県庁本館2階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2760

E-mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp

10 スケジュール 再掲

事項	期間・期日等
質問票の提出	令和6年4月15日（月）17:00まで
質問票への回答	令和6年4月22日（月）17:00まで
提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類の提出	令和6年5月9日（木）17:00まで
プロポーザル審査会	令和6年5月17日（金）